

誓 約 書

令和 年 月 日

日本税理士会連合会会長 様

住 所
氏 名
(自署)

私は、税理士法第 4 条第 3 号から第10号まで及び第24条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

《参 照》	
税 理 士 法	(登録拒否事由)
(欠格条項) 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。 一 未成年者 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 国税若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しないもの 四 国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税通則法、関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）若しくは地方税法の規定により通告処分を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経過しないもの 五 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 3 年を経過しないもの 六 懲戒処分により税理士業務を行うことが禁止された者で、当該処分を受けた日から 3 年を経過しないもの 七 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から 3 年を経過しない者 八 国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第14条第 1 項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第 5 条の 2 第 2 項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第15条第 1 項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。）を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しないもの 九 弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、公認会計士法、弁理士法、司法書士法、行政書士法、社会保険労務士法又は不動産の鑑定評価に関する法律の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消除の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から 3 年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。） 十 税理士の登録を拒否された者のうち第22条第 4 項の規定に該当する者又は第25条第 1 項第一号の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しないもの	（登録拒否事由） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。 一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第 5 条に規定する鑑定評価等業務（第43条において「鑑定評価等業務」という。）を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けているもの 二 報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第 4 3 条において同じ。）に就いている者 三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から 2 年を経過しないもの 四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から 2 年を経過しないもの 五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があつた日から 2 年を経過しないもの 六 次のイ又はロのいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者 イ 心身に故障があるとき。 ロ 第 4 条第三号から第十号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。 七 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者 （登録の取消し） 第25条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第49条の16に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。 一 税理士となる資格又は第24条各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第21条第 1 項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき。 二 第24条第六号（イに係る部分に限る。）に規定する者に該当するに至つたとき。 三 2 年以上継続して所在が不明であるとき。 2～3 (省 略)